

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	請求提案・関連提案に係る権利の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管(関係府省庁)
0620010	平和道札特区 出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第3号		61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。		外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、49日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要ない場合がある。在留資格が認められたことにより、通常の査証目録で定められること、「広島平和道札」という特別な在留資格(在留期間は平和道札等まで)を規定し、その際、査証は免除とする。	提案理由 広島県と共に世界の平和の聖地とするための『平和道札都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を図る目的で、地球規模の広域を促進させるために独自の法整備を必要とする。目的等は、ヒロシマの国、民族、宗教を超えた平和と国際理解の促進、広島県を中心とした経済活性化策が必要であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの推進を高め、一大観光観光地としての世界遺産「アトムカーニバル」の推進を図りたい。 予設措置 懸念される、我が国の安全・安心を脅かす外国人、テロリストや犯罪者などの入国者に対しては厳格な対応を行う必要がある。その対策として「広島 平和道札」では ①「平和道札区域」を指定する ②「予め、その旅程を事前申告する」 ③GPS等の最新技術の導入により平和道札者の現在位置を常時把握するなど、事実上厳重なる安全管理下での「平和道札学習」を基本とする。そして、仮にテロリストが入国した場合であっても、テロを放棄するなどの内容の「平和道札学習」を行わなければならないと考える。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。	右提案主体からの意見に対して回答された。	「査証の目的は、入国管理上問題のないと思われる外国人を受け入れる一方、我が国の利害を著する行為を行うおそれのある外国人の入国を排除することにある。また、我が国は61の国・地域に対し「短期滞在」のための査証を免除しており、我が国に入国する外国人の約8割は査証なしで入国している。外国人の入国後その滞在地域を「平和道札区域」に限定することは困難と考えられるため、「平和道札特区」参加者を対象として査証を免除することは困難である。	C	IV	「査証の目的は、入国管理上問題のないと思われる外国人を受け入れる一方、我が国の利害を著する行為を行うおそれのある外国人の入国を排除することにある。また、我が国は61の国・地域に対し「短期滞在」のための査証を免除しており、我が国に入国する外国人の約8割は査証なしで入国している。外国人の入国後その滞在地域を「平和道札区域」に限定することは困難と考えられるため、「平和道札特区」参加者を対象として査証を免除することは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	まだまだ、ご回答は一方的な物言いに見受けられます。②「予め、その旅程を事前申告する」③GPS等の最新技術の導入により平和道札者の現在位置を常時把握する。に対する回答がなされていません。これらの対策があっても「外国人の入国後その滞在地域を限定する」ことが困難であることはおぼろげに承知しております。①「予め、その旅程を事前申告する」については、現在、査証を必要とする団体観光客の発給に際しても日課が必要であるが、一部に失業者が出てくることについては、有効な抑制手段とは言えないと考える。また、提案③の「GPS等の最新技術の導入」については、入国後の外国人管理については法務省の管轄ではあるが、査証は外国人が我が国に入国するに当たって入国の可否を判断する「入国管理」の手段であり、GPS等の最新技術が導入され、本邦における外国人の所在が明らかになったとしても、査証を免除する理由とはならない。			1 0 2 3 0 1 0	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省		
0620020	医療ビザの創設 出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第3号		外国人が、医療機関受診のための90日を超過しない期間滞在し、帰国する場合には「短期滞在」査証を免除している。		外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞らせることができる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。 (対象となる医療機関) 一定の条件を満たすとして国の認定を受けた医療機関(認定医療機関) ① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること ② 高度先端医療の提供に専らに体制を整えていること	D	IV	医療機関受診のために「短期滞在」査証を申請する場合、申請に必要となる書類を明確化することにより、外国人の査証申請の負担を軽減することとする。	「規制・制度改革に係る対応方針」(平成22年6月18日閣議決定)及び「新成長戦略」(同年6月18日閣議決定)を踏まえ、「いわゆる『医療滞在ビザ』」に関する査証の取扱いを明確化する時期及び方向性について審議した上で、本提案主体からの意見に対して回答された。	D	IV	「規制・制度改革に係る対応方針」(平成22年6月18日閣議決定)及び「新成長戦略」(同年6月18日閣議決定)を踏まえ、平成22年度中に、いわゆる「医療滞在ビザ」の発給を開始する。なお、医療機関に対する支援や帰国については、関係省庁が行うものと考えられるが、外務省としては、医療機関が外国人を受け入れるのに支えられないか否かという観点からも、査証審査を行ってまいりたい。			1 0 3 0 0 1 0	兵庫県	兵庫県	法務省 外務省						
0620030	沖縄県において、中国からの団体旅行客に対する観光促進事業 出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条第3号		61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。		中国・韓国・台湾・マニラ島では、特別自治制度の中無査証入国を認めた(一定の条件がある)こと、観光地マニラの名称が世界に広がり、大変魅力的な地域となった。日本でも中国からの観光客入国促進策が行われ、官公庁や大企業の参事で取組む(約80万円)以上、クレジットカードのゴールドカードを持っていれば査証を免除(1人が条件を満たせばその家族も免除を受けられる)する新制度によって、観光産業が活性化の期待が高まっているが、沖縄県においてはマニラ島と並び「島の特色を活かして」に無査証入国を認める規制緩和を行うこと、観光客の誘致を促す。基地の町からの観光、観光産業による地域活性化が急務である。一方、特例の適用にあたっての治安の問題、失窃などが懸念される中、①団体観光の誘致促進策、②旅費の明確な管理 等の被害防止の措置をつくり、対応するものとした。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。	右提案主体からの意見に対して回答された。	沖縄県は、観光業のさらなる発展を掲げ、2007年にビジョン沖縄を立案した。ビジョン沖縄の目標達成には、外国人観光客、特に経済成長が速い、中国からの観光客が重要となる。沖縄は島嶼県であり、移動手段は飛行機、または船舶の利用が必要となることから、特に団体観光客の管理については、他の都道府県に比べて容易であると考えられる。そこで、まず、団体観光客向けに限り、短期観光客の管理を新設し、簡素化したの発給を提案する。簡素化にあたり、年間所得等の要件は現行の通りとし、即日発給等、期間短縮を第一目標とする。また、オーストラリアのETA同様、インターネットを利用した電子入国許可制度も検討する。	C	IV	外国人の入国後その滞在地域を沖縄に限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する中国入国観光客のみを対象とした査証を免除することは困難である。なお、中国人団体観光客については、旅行においても、観光促進策が確保できれば査証を免除する。また、査証は、問題がなければ、申請から5労働日以内に発給しており、これは、中国人観光客も同様である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	経済成長著しい中国からの観光客獲得は、観光立国沖縄にとって重要な課題である。中国人観光客の獲得は、種別と組み合わせるビジネス事業であり、ビザ緩和と、官民一体で観光客の誘致の取組む必要がある。国では、モデルケースとして九州への個人旅行客(マニラ島)での入国を認め、大きな成果を挙げたことから、2010年の国連全体への参照に向けて準備を進めている。こうした先行事例から、島の利点を活用することにより、外国人の入国後その滞在地域を限定することは十分に可能である。そこで、まず、団体観光客向けに限り、短期観光客の管理を新設し、簡素化したの発給を提案する。簡素化にあたり、年間所得等の要件は現行の通りとし、即日発給等、期間短縮を第一目標とする。また、オーストラリアのETA同様、インターネットを利用した電子入国許可制度も検討する。			1 0 6 5 0 0 1 0	NPO法人第三世界ジョブ基金	沖縄県	外務省			